

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和3年12月17日(金)					
会議時間	開会	午後3時23分	閉会	午後4時28分		
場 所	全員協議会室					
出席委員	委員長 永 澤 由 利		副委員長 千 葉 信 吉			
	委 員 岩 渕 優		委 員 那 須 勇			
	委 員 佐 藤 真由美		委 員 菅 原 行 奈			
	委 員 門 馬 功		委 員 猪 股 晃			
	委 員 千 葉 大 作					
遅 刻	遅 刻 なし					
早 退	早 退 なし					
欠席委員	欠 席 なし					
事務局職員	栃澤調査係長					
紹介議員	なし					
出席説明員	千葉市民環境部長、小野寺国保年金課長、伊東国保係長、小野寺生活環境課長、中村市民生活係長、小山主任主事					
参考人	なし					
本日の会議に付した事件	所管事務調査 (1) 一関市空家等対策計画の取組状況について (2) 一関市消費生活センター相談室の集約について (3) 国民健康保険の一部負担金免除について					
議事の経過	別紙のとおり					

# 教育民生常任委員会記録

令和3年12月17日

(午後3時23分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会には、市民環境部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

所管事務調査を行います。

初めに、一関市空家等対策計画の取組状況についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

千葉市民環境部長。

市民環境部長 : 本会議終了後のお疲れのところ、引き続きよろしくお願いたします。

本日は市民環境部から、一関市空家等対策計画の取組状況について、一関消費生活センター相談室の集約について、国民健康保険の一部負担金免除について、この3件について説明をさせていただきます。

最初に、一関市空家等対策計画の取組状況につきましては、本通常会議の一般質問でも質問がございましたが、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第二期の計画を昨年度末に策定したところであり、その概要について改めて説明をさせていただきます。

またこの第二期計画では、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等に認定することや、改善の措置が行われない場合には、行政代執行による空き家等の除去などを行うことなど、周囲に危険を及ぼすような空き家等に対応するための仕組みを計画に明記したところでございます。

本年6月にこの手続により、1件を特定空家等と認定したところであり、現在行政代執行に向けた取り組みを進めておりますので、その状況についても説明をさせていただきます。

それでは詳細については、生活環境課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長 : 小野寺生活環境課長。

生活環境課長 : それでは説明をさせていただきます。

資料はA3判とA4判のものになります。

A3判の資料で説明をさせていただきます。

12月通常会議の一般質問で質問がありましたので、振り返りというようなことになり

ますけれども、まず、一関市空家等対策計画の概要について簡単に説明をさせていただきます。

まず、趣旨については、記載のとおり「計画策定の背景」「前計画の検証」「空家等の現状」「空家等の管理における課題」を記載させていただいております。

第1の計画の概要については、対象とする地域を市全域とし、対象とする建築物、基本の方針を記載させていただいております。

第2の空家等の適正な管理施策の推進については、空き家等については、所有者等の責任により適切に対応することを基本とするということでもあります。

所有者、それから地域住民による自発的な管理を促し、対応の強化や体系化を図ることが必要というようにしております。

その取り組みとして、所有者等への啓発、所有者等による適切な管理の促進、地域での空家等管理の検討、管理事業者・団体の確保、それから具体的な取り組み、空き家等の調査結果の活用について記載をしております。

新しい計画では、第3の特定空家等に対する措置を明記したということもございます。

これを具体的に説明させていただきますが、まず、ゴシック文字の部分になりますけれども、1、所有者の特定につきましては、登記簿や戸籍、住民基本台帳、固定資産課税台帳などから所有者を特定していくというようなことでもあります。

これは空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、そういう調査権限を与えられておりますので、これに基づいて調査をするというようなことになります。

2、立入調査につきましては、特定空家等として認定するか否かを判断するために立入調査を実施します。

調査員については、市は生活環境課と都市整備課の職員、また民間の調査員として建築士をお願いして調査をするというようなことになっております。

3、特定空家等の認定につきましては、一関市空家等対策協議会に付しまして、意見をいただき、その意見を参考とし市長が認定するというような流れになります。

4、特定空家等認定後の具体的な措置については、これは議会で御答弁してございますが、助言又は指導を行い、改善がされなければ、その後、勧告、命令、行政代執行というような取り組みを進めていくことになります。

5、行政代執行の費用負担については、所有者が負担することとし、所有者が自主納付に応じない場合は、強制徴収を行っていくことになります。

6、所有者不明の特定空家等への措置ですが、こちらについては相続財産管理人制度というのが、これは裁判所に申し立てて行う制度がありますが、これを活用して、今後検討していきたいというものです。

7、国の支援制度の活用については、空き家対策総合支援事業というのがございます。

費用が回収できない場合、国の支援がございましたので、それを活用していくというものでございます。

第4の空家等への対策の推進体制については、一関市空家等対策協議会の役割、庁内連携、各部横断的に庁内連携をしているということ、あとは関係事業者・団体との連携、重点目標などを記載させていただいております。

また、一般質問の答弁でも申し上げますが、岩手県との連携ということで、

道路管理者との連携や一関市空家等対策協議会の委員として御出席いただいて、いろいろな助言や御意見をいただいているところでございます。

第5、第6、第7については、ここで重点目標、指標を表のとおり記載してございます。

次に、今年度、新たに取り組んでいることについて、説明をさせていただきます。

まず、固定資産税納税義務者へのチラシの送付を行いました。

固定資産税納税通知書を4月に発送しておりますが、ここにチラシを同封し、空き家バンクを含めた市の相談窓口の周知と、それから空き家等の適正管理について考えてもらう機会といったところでございます。

チラシについては、A4判の資料、このようなものを封書に入れて送付したところでございます。

A3判の説明資料に戻りまして、2、相談会の開催です。

今年度、巡回相談ということで地域を回って相談会を実施してございます。

令和3年6月から令和4年1月まで、毎月空き家等に関する相談会を各地域で行っているという状況です。

きのうもあったわけですが、11月19日の大東支所分までの状況を申し上げますが、相談件数は26件ございました。

5回目までで26件、その時に新しい空き家の情報等をいただいたのが13戸、当課で押さえているデータにはなかった新しい情報をいただいたところです。

それから、(2) 専門家を招いての空家相談会については、毎年住宅祭に合わせて開催していたわけですが、今年度は住宅祭がウェブでの開催となりましたので、今年度については、令和4年3月に開催することで組み立ててございます。

3、所有者等に対しての適切な管理を促しても改善されない空き家等への対応についてでございます。

とし1件、特定空家等に認定したところです。

その所在地は、大東町摺沢字間明田地区の建物でございます。

これまでの経過についてですが、4月23日に立入調査を実施し、6月8日、一関市空家等対策協議会に報告をし、意見をいただきました。

6月11日、空き家等を特定空家等に認定をし、同日、措置期限を6月28日として、認定通知書、それから適正管理指導書を所有者に送付してございます。

その後、措置が行われておりませんので、6月30日に勧告書を送付、10月1日、命令書を送る前に命令に係る事前通知を一度送付して、10月11日に命令書、戒告書を送付してございます。

また、命令したことを掲示板、それから市のホームページで公示してございます。

10月12日翌日には、現地に特定空家等の標識等の設置をしてございます。

(3) 今後の予定になりますが、12月26日までに措置してくださいということをお願いしてございますが、12月26日までに措置が履行されない場合になりますけれども、行政代執行による解体工事の関係になりますが、1月初旬に解体工事の入札を行い、契約、それから代執行令書の送付を行います。

この時、代執行令書には、代執行を行いますというようなことと、それから費用を徴

収めますということも含めた内容になっております。

1月に解体工事の準備ができ次第、解体工事に着工します。

工期を60日と想定し、3月には解体工事が完了する見込みです。

それから、②解体工事の費用関係についてでございますけれども、これは3月に工事終了後、請求書受領後となりますが、行政代執行の費用の納付命令書を送付します。

翌月になりますが、納期限内に納付がない場合というようなこととなりますけれども、督促状を送付、その後納付されなければ、財産調査、差し押さえ、公売による換価という流れを予定してございます。

以上が、一関市空家等対策計画の取組状況についてでございます。

よろしく願いいたします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

菅原委員。

菅原委員：若干質問させていただきます。

第3の7、国の支援制度の活用とあるのですが、どのような支援制度があるのか教えていただきたいです。

それから、1件を特定空家等に認定したとあるのですが、特定空家等に認定する基準、主だった理由というのを教えていただきたいです。

そして、この所有者の方とのこれまでの経過、反応、御意見などはどのようなものがあつたのかお聞きします。

委員長：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：まず、国の支援制度については、今回、工事費全体の8割の半分が国からの収入として見込まれるところでございます。

公売するものがあれば、その分が工事費から差し引かれるということになりますので、その分を除いた部分の8割の半分ということになります。

こちらの内容については、相続関係、売買や賃貸の関係、あとは、管理はどうしたらいいかとか、解体するときはどこに頼んだらいいのかとか、そのようなものがございました。

今回、特定空家等の認定を初めて行ったところでございますけれども、特定空家等の認定については説明はしませんでしたけれども、資料の3、空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則という法律に基づいて手続を進めるものと、それから一関市特定空家等認定基準というものを定めてございます。

それに基づいて特定空家等に認定したところでございますが、今回、一番課題になったのが、国道沿いであつたということでございます。

そこが通学路であつたということから、危険度が高いということで、そこから手がけたということでございます。

それから所有者の意見については、正式な形での意見というようなものではございま

せんけれども、御本人から手紙等で建物を壊してはならないとか、それから土地に入  
ことは許さないというようなもの、それから買っていただくならこういう値段で売ると  
いうような、御意見としてはそういうものはいただいたところですが、正式な形ではな  
かったということがございます。

委員長　：門馬委員。

門馬委員：物件ですけれども、相続登記をしていないと相続人の特定がすごく難しいと思うので  
すけれども、そういった方々、普通ですと納税義務者として課税しているということが  
あると思うのですけれども、その納税義務者イコール所有者として判定しているの  
でしょうか。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：所有者等というようなことで、調査してそのように把握したところでござい  
ます。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：質問いたします。

資料の第2、空家等の適正な管理施策の推進の中で、「地域住民による自発的な管理」、  
それから「地域での空家等管理の検討」という文言があるのですけれども、どのような  
姿を想定して、このような文言になっているのかお伺いしたい。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：こちらについては、まず、地域コミュニティの維持や活性化として、空き家を  
活用できないかというようなことと、それからその跡地について、例えば撤去、建物が  
なくなったとしても、その跡地の利活用をどのようにしたらいいのかというようなこと  
などを考えていただくことをこの計画の中で記載させていただいております。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：続けてですけれども、地元へのアプローチの仕方として今のような姿を描いていると  
いうことになりますと、今後、どのようなアプローチ、具体の取り組みを想定して  
おりますか。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：現在も行政区長からの相談、情報をいただくわけですけれども、そういう時に地  
元で何か考えられないかというようなことがあります。

例えば、国の支援もございますので、そういうような形で地元で何らかの土地の活用であったり、建物の活用というようなことを御検討いただけないかということをお知らせいただいているところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：関連です。

いずれ地域の取り組みということになると、なかなか行政区長だけでは対応できない部分があって、それを地域の方々に広げていかなくてはいけないという取り組みが出てくるものと思います。

その辺、もうちょっと突っ込んだような取り組みまで誘導をというようなことになれば、当然そのようなことを主体的に行政区長さんが考えればいいのでしょうかけれども、なかなかその辺は難しいところもあるかなと思います。

こちらからも全国の事例なども含めてさまざまな情報を提供しながら有効活用をしていただくような取り組みを期待したいと思っております。

それからもう1点ですけれども、空き家バンクの取り組み、市民環境部とは直接関係はないのですけれども、いわゆる個別、単体としての空き家だけを見て移住者はそこを選ぶというわけでもない部分があると思うのです。

地域がよかったり、さまざまな要因があってそこを選ぶということになると思います。

関連はあるのですけれども、地域としてそのような取り組み、地域づくりの部分を考えていく中で、やはり空き家バンクとしての取り組みが活発化していくということもあるかと思っておりますので、ぜひ地域の中での解決手法という部分については、民間の強化と、市民環境部のみならずまちづくり推進部との連携も深めていただきながら取り組めばより効果的な取り組みができ、展開できるのかなと思っておりますので、その辺は要望ということで発言をしておきます。

委員長：千葉市民環境部長。

市民環境部長：ありがとうございます。

先ほどの地域との連携の関係ですけれども、実際はなかなか地域の方々に管理などという部分は難しい部分もあると思いますので、先ほど課長が説明したような部分、例えば所有者等が遠くにいて管理できないようなときにそれを集会所とか、そのように地域で使うとか、もしくは建物を壊した後にミニ公園ということではないですけれども、そのようなことも含めて、地域で課題になっていることの解決につながるような場合には、所有者等とそれから地域の方々との間に入って相談を受けるというようなことも想定している部分ではございますが、かなりうまくいった場合というようなことは否めないのかなというようなことでございます。

それから空き家バンクについてもお話をいただきましたが、市では実際に結構農村部といいますか、周辺部ですと建物のほかに畑などの農地も付随しているということで、取得の要件、10アール以上というような部分を1アールにして、例えば、都会の方とい

いますか、そういう方が農業もしたいし、自然を満喫したいというような方もですし、あと市内に住んでいる方でも農業をしたいというようなことも可能になるような取り組みをしておりますので、移住定住というような部分のほかに、そのように利用できるようなところについては、先ほどお話ししました庁内にいろいろな部署がございますので、建物を壊すというような部分だけではなくて、そういう活用についても連携して取り組んでいくように引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：何点かお聞きしたいと思いますけれども、相談会は、6月から行って26件の相談があったということですが、相続とか、お金の問題が一番だと思うのですが、この26件の解決見通しというのはどのぐらいになるのでしょうか。

委員長：小山主任主事。

小山主任主事：こちらのほうにつきましては、この相談会の目的が資料の2の(2)のところにありますが、専門家を交えたものではなく、職員が相談対応させていただいております。

その中で、入り口がどこかわからないといいますが、空き家をどうしていいのかわからないといったような方を対象に、例えば相続が行われているのかいないのかとか、その建物をどうしたいのか、そういったような希望を聞き取りして少し交通整理をしてあげるような形での相談会という形になっております。

最終的に解決といったようなところについては、なかなか空き家自体がふえていく中で、条件がよかったり悪かったり、いろいろあると思いますので、ちょっと具体的にこれに相談したからといって、必ず解決までいくかということと実際は難しい部分もあるのかなというようには考えております。

中には空き家バンクという制度を知らない方もいらっしゃいますので、例えば空き家バンクに登録しながら、ちょっと解体のことも考えてみようかとか、そのように考えが変わるといいますが、そのような方もいらっしゃいますので、一定程度方向性を示すものとしては有効に活用いただいているのかなというように捉えております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：わかりました。

では、相談会にきて、ちょっとスッキリしたなというのは26分の幾つぐらいあるのですか。

委員長：小山主任主事。

小山主任主事：これは私の主観になると思うのですが、半分もないかなと思います。

やはり難しいのか、でも相談者とすればまずこういうことをしなければいけないのだ

と思うのですけれども、できれば何とかしたいとか、手放したいとか、そのような思いの方のほうが多く、そこは一朝一夕にはいかないのかなというように思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうだと思います。

私の地域でもいろいろ空き家があつて地域の方と連携をして、やっとな年の春に1件成約するのですが、市の空き家バンクに登録していません。

地元のバンクですから。

やはり結構ハードルは高い、今おっしゃったように、まずお金、環境、周りの人間関係がどうなのか、移り住んでもありとあらゆる人生が本当に変わりますので、非常にそこは難しいと思いますので、やはり一番はお金なのか、相続なのかということがあります。

先ほど御紹介いただいた国の制度ですが、解体は大体1棟当たり300万円ぐらいかかります。

そうすると、その約3割ぐらいしか支援がないので、これはと思います。

私の感想ですけれども、多分そう思います。

最後にお聞きしたいのは、3、(3)の今後の予定で、1月初旬から解体工事入札が始まってそして4月以降、解体費用の納付を求めるといふことなのですが、そのあと財産調査、差し押さえ、公売による換価というようにありますが、督促状を送って全然反応がないとか、もう全く動きがないといったときから最終決着するまでは、どのぐらいのリードタイムを見ているのですか。

委員長：中村市民生活係長。

市民生活係長：督促状の送付というところから次の財産調査、差し押さえ、公売による換価というところまででございますが、督促状を送る前に納期限を設定しておりますので、その後督促状送付になります。

納期限を過ぎたものにつきましては、財産調査が始められますので、そこは納期限を過ぎた時点で取りかかります。

財産調査でございますが、いろいろな財産を調べなくては行けませんので、やはり時間は必要かと思えます。

そして、その中で財産が見つければ、それをこちらで差し押さえという制度が使えるので差し押さえ、その後、何も納付がなければ、公売による換価というように進んでいきます。

ここの期間が一体どれぐらいかかるのかというところでございますけれども、調査、差し押さえ、公売という一連の流れの中で、あまり長い期間はかけられませんので、進んでいくことになります。

また、公売につきましても、実際に公売が成立するかどうかというところもございません。

そのところも実際、公売するためのいろいろな事務手続きもございますので、来年度4月以降にそういった事務が始まるということになると思います。

委員長：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：例えば税金の話になりますけれども、固定資産税などは、月の頭に納税通知書を出して、月末を納期限としておりますので、これに関しては税金と同じように30日程度をみていただければいいのかなと思っています。

納税通知書を出してからの納期限、それから督促状については、大体の納期限からおおむね20日前後で、たしか税等は20日後ぐらいまでに納めてくださいというようなことを出していますので、同じような流れになると思います。

督促を受けるとそのように20日後ぐらいですので、ちょうど50日ぐらいになるのかなと思います。

あとは、その財産調査の関係もありますので、それ以降は強制執行の手続に入っていくと思いますけれども、財産調査等の関係がありますので、金融機関等の調査なども必要になってくると思いますので、その辺の時間はどれぐらいという想定は今はできないところでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：特定空家等に1件認定されましたけれども、これは本当に危険なのです。

風が吹いたり、これから雪が降ったら潰れるだろうな、そこを通りたくないと思うぐらい危険なのです。

ですから、法律にのっとらなくてはいけないと思うのですけれども、財産ですから勝手にはできませんけれども、早く解体をとるように地域住民は思っているものです。

別件ですが、空き家がたくさんあります。

ぜひ空き家バンクに登録してほしいと私は常々言っているのですけれども、なかなか荷物が片づけられない、そのままになってしまっただけで、それを片づけるのが大変だということで、ほったらかしになり、貸してと言われた時には床が抜けているというような状態になっています。

空き家バンクに登録される方はどういう状態で登録しているのかということと、先ほどの国の支援制度というところで、やはり特定空家等に該当しなければ、補助が出ないということだと、それは本人たちの財産でございますから、やっぱり自分たちが処理しなければいけないところだと思いますけれども、その確認です。

委員長：小山主任主事。

小山主任主事：空き家バンクの登録につきましては、私が前担当だったのでございますけれども、物があつたらだめということではないです。

ただし、成約となったときには物がある程度片づけなければなりませんので、そのあ

たりの段取りといたしますか、心づもりを持っていただけるのであれば、今でも恐らく物があるからだめという形で、はじいてはいないはずです。

委員長：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：国の支援の制度の関係ですけれども、今回御説明させていただいたのは、空き家の解体に係る行政代執行に係る部分の費用の支援ですが、そのほかに国のほうでは、例えば先ほど猪股委員から地元での活用の話がありましたけれども、そのように活用しようとする時の支援にも充てられるものでございますので、当課としてはそういう形で、もし使う予定、活用を考えるのであれば、こういう支援もできますということはお伝えしていきたいと考えております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、一関市空家等対策計画の取組状況についての調査を終わります。

次に、一関市消費生活センター相談室の集約についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

千葉市民環境部長。

生活環境部長：次に、一関市消費生活センター相談室の集約についてでございます。

一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の規定によりまして、現在本庁及び千厩支所にそれぞれ相談室を設置しておりますが、令和3年4月1日から一関相談室に消費生活相談員、4名を集約しまして複数の電話相談やリモート面談にも対応できるよう組織体制の充実を図っております。

約9カ月が経過したところですが、現状としましては、面談による相談者が減少していること、それからリモートによる面談が可能となったこと、このような理由から令和4年度から施設としての千厩相談室を本庁へ集約しようとする内容でございます。

詳細については生活環境課長から説明をさせていただきます。

委員長：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：それでは説明をさせていただきます。

一関市消費生活相談室の集約についてですが、まず1つ目、1、一関市消費生活センター相談室の設置の経過についてでございますが、平成21年6月に消費者安全法が制定されました。

消費者からの相談や苦情処理のためのあっせんを行うなどの消費者の安全確保につきましては、市町村が行う事務とされたところでございます。

平成 23 年 4 月、それまで岩手県が振興局などの単位で設置しておりました消費生活相談室、これは一関地区合同庁舎、千厩分庁舎にあったわけですが、それが廃止となりまして、当市で一関市消費生活センター設置規則を定めて、本庁と千厩支所に一関相談室、千厩相談室を設置したところでございます。

相談室の相談員につきましては非常勤職員でありましたが、消費生活相談員として岩手県が配置していた人数と同様に各 2 名を配置しました。

また、平泉町の事務について規約を定め事務を受託して広域連携による消費生活相談に当たったところでございます。

平成 26 年 6 月に消費者安全法が改正されまして、市町村が消費生活センターを設置する場合には条例設置となりました。

このことから、平成 28 年 4 月から一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行したところでございます。

次に、現在の状況についてでございますが、少子高齢化の進行、それから SNS の拡大、成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたことなどによりまして、消費者被害の多様化、複雑化が懸念されていることから、先ほど部長から説明しましたとおり、ことしの 4 月 1 日から一関相談室に消費生活相談員を集約して、複数の電話対応、相談やリモートでの対応ができるよう、いつでも電話対応できるような体制、リモート面談ができるような体制の充実を図ったところでございます。

千厩相談室については、消費生活相談員が週 1 回、4 月、5 月については週 2 回ずつ行き、対面で相談できるように配置してきたところでございますが、面談による相談者が減少していること、それからリモートでの面談が可能となったことから、相談室を千厩に設置している必要がなくなったところでございます。

また、タブレットを使用したリモートでの相談対応というようなことで、これまでできなかった支所からもリモートで相談が対応可能となっております。

3、今後の対応でございますが、集約するための条例改正を令和 4 年 2 月通常会議に提案させていただきたいと考えてございます。

そこで議決いただければ、令和 4 年 4 月から消費生活センターを集約するという考え方でございます。

下のほうにこれまでの流れを図で示しましたが、令和 2 年度まではそれぞれの相談室に 2 名ずついたのが、真ん中になりますが、今年度、一関相談室に 4 名を集約しました。

来年度からは、一関消費生活センターとして 4 名の相談員を置くというようなこととなります。

また、資料への記載はございませんけれども、この消費生活センター設置に当たり今年度までになりますが、岩手県から市町村消費者行政推進事業費補助金ということで当市の場合、約二、三十万円程度の補助金がありました。

今年度で打ち切りということで、来年度以降この補助金もなくなるという状況でございます。

このような形で集約をしたいという内容での説明でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長　：これより質疑、意見交換を行います。  
岩渕委員。

岩渕委員：現在の状況の中の2の(3)で、支所からもリモートで相談ができますとありますが、今後、これは継続されるのですか。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：今後も継続して実施していくこととしてございます。

委員長　：千葉市民環境部長。

市民環境部長：ただいま、課長が申しあげましたとおり、資料の下のほうに記載のとおり令和2年度まで消費生活相談員がそれぞれに2名おりましたので、時間が重なる部分はありませんが、1名という時間帯がありまして、先ほど説明したとおり令和3年度は4名を集約して、実質2名ずつの対応ができるということで、実質的にはタブレットとリモートということがありますので、機能の充実が図られたということはある程度確認ができましたので、来年度以降、この相談室という施設としての相談室はなくなりますが、機能的には同じで、加えてリモートなども引き続きやっていきますので、相談者の方については特に影響はないものと思っておりますのでございます。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：例えば千厩支所に行って、ちょっとリモートで消費生活について相談をしたいのですね、対応できるという体制はとりますということでしょうか。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：現在で言えば、支所の市民課で受け、あとは今タブレットも配置してございますので、こちらでお願いしますというようなことで、タブレットが苦手の方は内線電話でお話するなど、そのような対応をさせていただいておりますので、同様の対応になります。

委員長　：千葉信吉委員。

千葉(信)委員：千厩相談室の相談者が減少しているということなのですが、数字的にどういう状況なのかお知らせ願いたいと思います。

委員長　：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：相談者の減少ではなく、面談による相談者の減少でありまして、トータルの相談件数で申し上げますけれども、10月末までの数字で比較させていただきますが、来所については、昨年度、一関相談室が10月までで61人、それから千厩相談室で39人、合計で100人であったというものです。

今年度の来所になりますけれども、10月まで103件ございますので、千厩相談室の部分がなくなっていますけれども、来所については同様の数字でありました。

また、次に電話のお話をさせていただきますが、昨年度、令和2年度は一関相談室が10月までで143件、それから千厩相談室で123件、合計266件です。

電話の受付件数は10月までに240件ということで、これは時々相談、いろいろな事案のトレンドもあるかと思っておりますので、これが多いか少ないかは別にして、ほぼ同じような数字で対応ができていますので、問題は発生していない、この対応についての課題はないだろうというように捉えているところでございます。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：対応に問題はないのですけれども、今お話を聞いて、千厩相談室の消費生活相談員を一関相談室に集約してしまうという簡単な話だと思うのですが、千厩支所に相談に行った場合は千厩支所市民課で対応していくということとやっていくということだと思うのですが、面談した39名の方が完結しているのか、納得しているのかはわかりませんけれども、その方々が電話、リモートでの対応になったとしても、その辺の対応の仕方で心配されることがないのか、不安なところがあると思うのです。

集約の部分でもそのような背景があるのはわかるのだけれども、落ちのないように対応していただければいいと思うのですけれども、その辺の対応というのは考えられているのでしょうか。

委員長：小野寺生活環境課長。

生活環境課長：令和2年度、千厩相談室に来所された方は39件でございます。

この方々が全て一関相談室に来たかどうかということまでは、実際分析ができないわけでございますが、今のところ、千厩支所で相談したい方はそのような形でつないでいただくような形で、何も困ったという状況は発生していないということでございます。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いずれ不安のないように、対応をお願いしたいと思います。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、一関市消費生活センター相談室の集約についての調査を終わります。

職員入れかえのため暫時休憩します。

(休憩 16:17～16:18)

委員長：再開します。

次に、国民健康保険の一部負担金免除についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

千葉市民環境部長。

市民環境部長：次に、国民健康保険の一部負担金免除についてでございます。

現在、東日本大震災による被災者のうち、後ほど説明しますが、一定の要件を満たす被保険者が医療機関等の窓口で支払う負担金を申請に基づき、全額免除しております。

今般この国民健康保険の一部負担金免除措置について、岩手県から事業対象期間を延長しない旨の通知がありましたことから、当市におきましても、令和4年1月以降はこの免除措置を終了することとしたものでございます。

詳細については国保年金課長から説明をさせていただきます。

委員長：小野寺国保年金課長。

国保年金課長：それではお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

私からは国民健康保険の一部負担金免除について御説明いたします。

まず1、東日本大震災被災者の一部負担金免除制度についてですが、(1)一部負担金とは、被保険者が医療機関を受診した際の負担割合、これは一般的には3割負担、70歳から75歳未満の多くの方は2割負担になりますけれども、医療機関の窓口で支払う負担金となっております。

(2)免除の内容ですが、東日本大震災による被災者のうち、住家が全半壊や主たる生計維持者が死亡した場合など要件を満たす被保険者の一部負担金について、申請に基づきまして、全額免除する内容となっております。

(3)市に対します現在の財政支援割合ですが、平成24年10月1日以降は、表にありますとおり免除額が市全体の年間一部負担金の3%以上の場合、国が8割、県が1割、市が1割の負担となっております。

3%未満となりますと、国の負担がなくなりまして、県が9割、市が1割となります。

3%を挟んで、国、県の財政負担割合が変わりますが、現状ではいずれの場合でも市の負担は1割という状況となっております。

米印の部分ですが、平成23年3月11日から平成24年9月30日までは、全額が国費負担となっております。

参考までに、令和2年度における一関市の一部負担金額の免除の割合は3.14%となっ

ております。

次に2、岩手県の方針につきましては、(1)令和3年4月以降は免除対象者を住民税非課税世帯に限定しまして、令和3年12月まで支援することとしております。

免除を継続する市町村に対しましては、財政支援することとしておりまして、県内全市町村が免除継続をしているという状況になっております。

(2)令和4年1月以降の岩手県の財政支援について、市町村の意向を踏まえて、具体的な終期を検討することとし、令和3年7月7日付で、各市町村に対して意向調査があったところであります。

(3)当市では、免除措置終期の考え方については、県内で統一することが望ましい、また免除措置終了のあり方については、全市町村が足並みをそろえることが望ましいということで、意向調査の回答をしたところであります。

(4)令和3年11月18日付で、令和3年12月31日までとする一部負担金免除の事業対象期間を延長しない旨の通知があったところです。

3、市の現状につきましては、(1)岩手県の基準に基づきまして、住民税非課税世帯に限定して免除を実施している状況です。

(2)令和3年8月以降、こちらのほうは令和3年度住民税非課税世帯の方々が対象となりますが、免除対象者は212人となっております。

最後に、当市の対応についてです。

国民健康保険の一部負担金免除について、岩手県から事業対象期間を延長しない旨通知があったことから、当市においても令和4年1月以降は免除措置を終了することとしております。

なお、免除対象者については本日以降、事業終了する旨を通知する予定であります。私からの説明は以上となります。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、国民健康保険の一部負担金免除についての調査を終わります。

当局の皆さんには、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

休憩します。

(休憩 16:24～16:28)

委員長：再開します。

以上で、予定した案件の協議は終了いたしますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長　：なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

（午後4時28分 終了）